主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴 法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五六年四月二一日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
光	重	藤	<u>ব</u>	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官